

安全安心に配慮した民間主催のモデルイベント支援事業 募集要項

1 事業目的

イベント開催制限の段階的な緩和が実施されていることを踏まえ、国及び県の方針や業種別ガイドライン等に沿って新型コロナウイルス感染症対策（以下、「感染症対策」という。）を講じた民間事業者が主催する安全安心に配慮したイベント※に対して、福岡市が感染症対策費用等の一部を支援することで、安全安心に配慮したイベントの再開を段階的に促進していきます。

そして、モデルイベントを通して得られた感染症対策の知見を、市が作成する「安全安心に配慮したイベントマニュアル」（以下、「マニュアル」という。）に反映し、汎用性の高いものにして事業者等に広く情報発信していきます。

※「安全安心に配慮したイベント」とは、国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(同方針に基づく事務連絡を含む。）」及び県の方針や国の方針に従って作成された業種や施設の種別ごとのガイドライン（以下、「業種別ガイドライン」という。）及び福岡市が策定した「安全安心に配慮したイベントマニュアル」等に沿った感染症対策を講じたイベントのこと。

2 募集対象事業者

福岡市内において開催されるイベントを主催又は運営・企画する事業者（以下、「事業者」という。）

※事業者には民間事業者のほか、イベントを開催するために設置した実行委員会、法人格のない団体及び個人等も含む。

3 事業内容

国及び県の方針や業種別ガイドライン及びマニュアル等に沿って、感染症対策を講じたイベントを開催する事業者に対し、イベント開催に係る費用を支援するもの。

【支援額】

- ・ 1 イベントあたり、事業費用の2分の1とする（最大50万円まで）
※イベント開催に係る費用（感染症対策費、広報費、報告書作成費等）を支援する。
※当該イベントへの市補助金、負担金及び支援金等並びに国及び県からの当該支援金と同類の補助金、負担金及び支援金等との重複支給は原則認めない。

4 支援対象の要件

事業者及び開催するイベントは下記の要件を満たすこと。

(1) 事業者の要件

- ①福岡市内で開催されるイベントを主催又は運営・企画する事業者
- ②市町村税（延滞金等も含む。）を滞納していない者であること
- ③福岡市暴力団排除条例に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものでないこと
 - ア 暴力団員が事業主又は役員に就任していること
 - イ 暴力団員が実質的に運営していること
 - ウ 暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用していること
 - エ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係る契約を締結していること
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与していること
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していること

※複数の事業者で構成する共同企業体として参加する場合は、すべての構成員が要件を有する必要がある。

(2) イベントの要件

- ①福岡市内で令和2年10月17日（土）から令和3年1月31日（日）の期間に開催されるイベントであること
 - ※限定された地域などを対象とするイベントではないこと
 - ※無観客やオンラインのみで開催されるイベントではないこと
- ②国や県の方針及び業種別ガイドラインに沿って感染症対策が行われること
- ③福岡市が策定したマニュアルに沿って感染症対策が行われること
- ④イベントにおいて、飲食、物販、サービス等の消費の喚起や需要の創出につながるコンテンツが含まれること
 - ※単なる販売商品のセールやキャンペーンなど、通常の店舗営業の範囲内のイベントではないこと
- ⑤イベント内容が公序良俗に反していないこと
- ⑥特定の政治思想や政治団体を支持することを目的としていないこと
- ⑦宗教の教義を広め、儀式行為を行い、信者を教化育成することを目的としていないこと

(3) 支援対象とするイベント件数

- ①支援対象件数 20件程度

支援対象イベントの選定にあたっては、様々な内容や規模のモデルイベントを開催支援することにより、そこで得られた知見を以後のイベント開催の感染症対策に反映させることを目的としていることから、次のイベント種別の組み合わせをもって、様々なタイプのイベントを選定していくこととしている。

【イベント種別】

○イベントの種類

- ・回遊するイベント（展示会，フードフェスなど）
- ・観覧するイベント（コンサート，展覧イベントなど）
- ・参加するイベント（セミナー，ワークショップなど）

○イベントの規模（参加者数）

- ・小規模イベント（概ね 50 人～500 人未満）
- ・中規模イベント（概ね 500 人～1,000 人）
- ・大規模イベント（概ね 1,000 人以上）

○イベントの場所

- ・屋内で開催されるイベント
 - ・屋外で開催されるイベント
- ※開催される地域（都心部，郊外など）にも考慮

5 事業スケジュール

- | | |
|---------------|--|
| (1) 事業者公募 | ①令和2年10月開催分
9月28日（月）～10月9日（金）17時まで
②令和2年11月～令和3年1月開催分
9月28日（月）～10月23日（金）17時まで |
| (2) 質問受付 | 9月28日（月）～10月2日（金）17時まで |
| (3) 審査及び事業採択 | ①令和2年10月開催分
10月12日（月）～10月15日（木）
②令和2年11月～令和3年1月開催分
10月26日（月）～10月29日（木） |
| (4) 支援金交付決定通知 | ①令和2年10月開催分
10月16日（金）
②令和2年11月～令和3年1月開催分
10月30日（金） |
| (5) イベント開催 | 令和2年10月17日（土）～令和3年1月31日（日） |
| (6) 実績報告書提出 | イベント終了後，概ね1カ月以内 |
| (7) 支援金交付確定通知 | (6)の確認後，概ね1週間 |
| (8) 支援金交付 | (7)の通知後，概ね2週間 |

※新型コロナウイルス感染症の感染状況や本事業への応募状況等により、事業スケジュールや対象イベントの開催時期の変更、追加募集等を行う場合がある。

6 事業者の応募

本事業に参画する意向のある事業者は、下記のとおり必要書類を提出すること。

(1) 応募受付期間

①令和2年10月開催分

9月28日(月)～10月9日(金)17時まで

②令和2年11月～令和3年1月開催分

9月28日(月)～10月23日(金)17時まで

(2) 応募方法及び提出部数

「(3) 提出書類」に記載する書類等をメールまたは郵送により提出すること。
なお、郵送の場合は、特定記録または簡易書留等で送付すること。

【提出先】

住所：〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8-1

福岡市緊急経済対策実行委員会事務局 安全安心イベント支援担当
(福岡市経済観光文化局MICE施設整備担当)

E-mail：miceseibi.EPB@city.fukuoka.lg.jp

【提出部数】

○メールの場合

「(3) 提出書類」に記載する書類・・・各1部

※メールの送受信における添付ファイルの容量は約13MBまでとなっておりますので、容量を超える場合は複数回に分けて送付してください。

○郵送の場合

「(3) 提出書類」に記載する書類

ア～オ・・・各1部

カ～ケ・・・各8部

(3) 提出書類

①事業者に関する書類

ア. 事業参加及び支援金交付申請書（様式第1号）

イ. 誓約書（様式第2号）

ウ. 役員名簿（様式第3号）

注) この情報は、福岡市の事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部へ照会することに使用する。

注) 役員とは、株式会社、有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、公益法人、協同組合、協業組合の理事をいう。（監査役、監事、事務局長は含まない。）

注) 実行委員会の場合は、委員長、副委員長、委員等をいう。（顧問、相談役、事務局長は含まない。）

エ. これまで開催した主なイベント実績に関する資料（様式第4号）

オ. 共同企業体構成表（様式第5号）

注) 複数の事業者で構成する共同企業体として参加する場合のみ

※共同企業体として参加する場合は、代表事業者を決定し、オ.「共同企業体構成表（様式第5号）」を提出すること。なお、代表事業者以外の構成員については、イ～エを準備し、代表事業者が取りまとめて提出すること。

②イベントに関する書類（様式不問）

下記の計画書等をA4サイズ（概ね10ページ以内）で作成して下さい。

カ. イベントの実施計画書

- ・イベント概要（催事名、開催日程、開催場所(会場)、イベントの目的・実施内容・スケジュール、対象者、来場者数、入場料・チケット販売情報、広報方法など）
- ・イベントの運営体制(実施・運営・連絡体制、参画する地場企業一覧など)
- ・会場平面図（レイアウト・配置図、感染症対策実施場所、来場者の動線など）
- ・飲食、物販、サービス等の消費喚起や需要創出に係るコンテンツの内容

キ. 感染症対策計画書（マニュアル）

- ・感染症対策の実施内容や方法，運営・連絡体制，アプリの使用，広報など（主催者・スタッフ・参加者別，開催前・開催中・開催後別など）
- ・感染者発生（判明）した場合の対応・連絡体制など
- ・計画に使用したマニュアル，ガイドライン等一覧表

ク. 収支計画書

ケ. イベント開催のためのチェックリスト（様式第6号）

- ・作成した「キ. 感染症対策計画書（マニュアル）」の内容について，「イベント開催のためのチェックリスト」でセルフチェック（「事前」の□に☑）したものを提出

※必要に応じて，提出資料についての問い合わせや追加資料の提出を求めることがある。

※イベント開催においては，地場企業の活用を推進すること。

※新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の活用を推進すること。

（4）質問・回答

応募に際し，質問がある場合には，メールにて質問書（様式第7号）を提出すること。回答については，随時，福岡市のホームページ上で公表する。

【受付期間】令和2年9月28日（月）～10月2日（金）17時まで

【提出先】福岡市緊急経済対策実行委員会事務局 安全安心イベント支援担当
（福岡市経済観光文化局MICE施設整備担当）

E-mail：miceseibi.EPB@city.fukuoka.lg.jp

7 採択事業者選定にかかる審査概要

（1）選定方法

採択事業者を選考するために設置される選定委員会にて，事業者から提出された実施計画書やその他資料に基づき，「（2）評価項目」について評価を行うとともに，イベントの種類，規模や開催地域などのバランスにも考慮しながら，総合的に審査し，採択事業者を決定する。

（2）評価項目

- ①イベントの内容や運営体制などの具体性・実現性
- ②感染症対策の取組内容
- ③地域産業や観光・MICEの振興（市民の消費喚起や需要創出）

※評価の詳細については，別紙「審査項目一覧表」を参照。

(3) 結果通知

①令和2年10月開催分 10月16日（金）

②令和2年11月～令和3年1月開催分 10月30日（金）

に電子メール等で担当者に連絡したうえで、採択事業者及び交付決定通知を郵送する。併せて採択結果について福岡市のホームページ上で公表する。

(4) その他

審査結果に関する異議・質問等は一切受け付けない。また、審査結果の通知後に、資金事情の悪化等により業務の履行が確実でないと認められるとき、また著しく社会的信用を損なう等、事業者として不適切と認められる事情が生じたときは、決定を取り消すことがある。

さらに、新型コロナウイルス感染症に関する国及び県の方針、要請等に反して、イベントを開催する場合は、決定を取り消すことがある。

8 イベントの実施について

(1) 事業者は、国及び県の方針や業種別ガイドライン、福岡市が策定したマニュアル等に沿って、感染症対策を講じたイベントを計画及び実行すること。なお、イベント開催前に感染症対策等の計画変更をした場合は、最新の計画書を提出すること。

(2) 感染症対策については、実行委員会が行なう助言や、感染拡大の動向や専門家の意見等により見直し・改訂されていくマニュアルやガイドラインを適宜反映させ、自主的な取り組みを進めていくこと。

(3) イベント開催の延期や中止に関しては、実行委員会と採択事業者の協議のうえで決定すること。

(4) 実行委員会がイベント開催当日に感染症対策の状況について現地確認をするための受入対応をすること。

9 イベント終了後について

(1) 採択事業者は、イベント終了後、概ね1か月以内に実施報告書※を作成し、提出すること。提出された実施報告書に基づき、適正に事業が実施されたことを確認した後、採択事業者に対して支援金の交付確定を行い、支援金の支払を行う。

ただし、感染症対策の実施内容について、実施計画と報告に大幅な相違があるときは、支援金の交付を行わない場合がある。

※「実施報告書」は、採択事業者決定後に様式等を提示します。

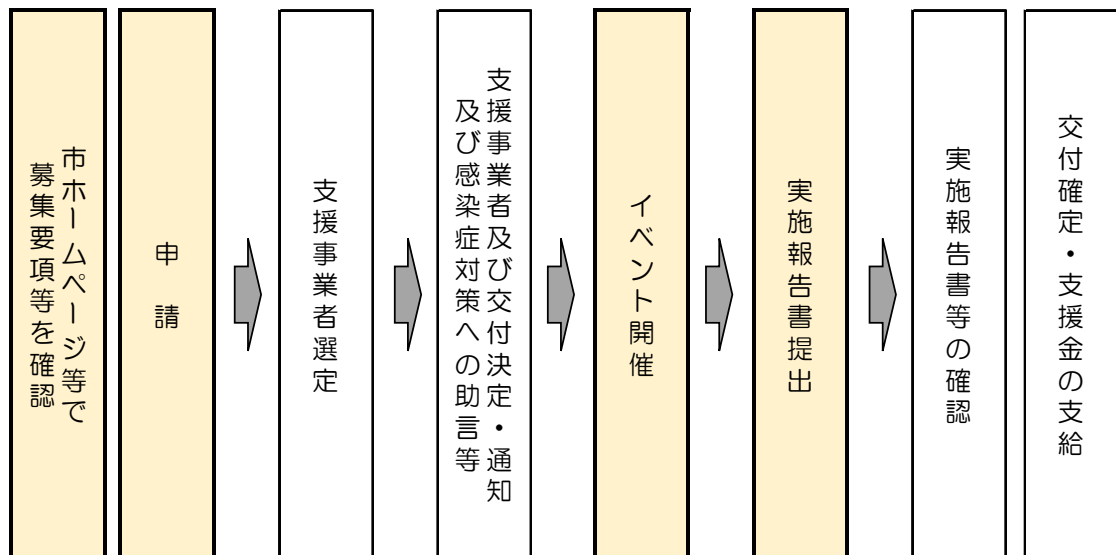
なお、実施報告書の内容については、イベント実施状況、感染症対策実施状況、イベント収支、事後評価などを予定しています。(ヒアリング等をさせていただく場合があります。)

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、やむを得ずイベントの開催を中止した場合は、その時点までに要した対象費用の2分の1(最大50万円まで)について、実施報告書に基づき、支援金の支払を行う。

(3) 新型コロナウイルス感染症の影響により、やむを得ずイベントの開催を延期した場合は、延期した時に要した対象費用と開催時に要した対象費用の合計額の2分の1(最大50万円まで)について、実施報告書に基づき、支援金の支払を行う。

※イベントの開催延期の期限については、令和3年1月31日までとする

10 支援事業の流れ



※ は申請者が行う項目です。

※イベント当日は実行委員会が現地確認します

11 その他

本要項に定めのない事項については、実行委員会と採択事業者の協議の上、決定する。

【問合せ先】

福岡市緊急経済対策実行委員会

(安全安心に配慮した民間主催のモデルイベント支援事業担当)

住 所： 〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8-1

福岡市経済観光文化局MICE施設整備担当 内

TEL : 092-711-4278

E-mail : miceseibi.EPB@city.fukuoka.lg.jp